

## 低濃度 PCB 廃棄物の無害化処理認定について



環境省は、2022年1月17日付けで低濃度ポリ塩化ビフェニル(以下 PCB)廃棄物の無害化処理に係る環境大臣認定を東芝環境ソリューション株式会社に対して行いました。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、低濃度 PCB 廃棄物について高度な技術を用いた無害化処理を行い、または行おうとする者は、環境大臣の認定を受けることができることとされています。この度の認定は、上記事業者からの申請に基づくものです。

(認定取得者)

(1)住所、名称、代表者の氏名

神奈川県横浜市鶴見区寛政町 20 番 1 号  
東芝環境ソリューション株式会社  
代表取締役 吉田 久律

(2)施設設置場所 秋田県秋田市飯島字古道下川端 217 番 75 など

(3)施設の種類 廃 PCB 等の分解施設、PCB 汚染物の洗浄施設

(4)処理を行う廃棄物の種類

- 廃 PCB 等 (参照:環境省報道発表資料)
- PCB 汚染物 (参照:環境省報道発表資料)

(5)処理の方法 分解・洗浄(化学的脱塩素化分解・洗浄法(CDP 洗浄法))

(6)処理能力

分解・洗浄施設 1 基につき、変圧器((3)に掲げるものに限る。)を 2 号機:最大 3 台/2 日、  
3 号機:最大 1 台/4 日

当社では、絶縁油中の PCB 分析について、今まで多くのお客様からご依頼を頂くと共に、多検体、短納期の体制で行っております。是非お任せ下さい。

資料 [2022年1月20日付 環境省報道発表資料](#)

研究開発箇所 相沢和人